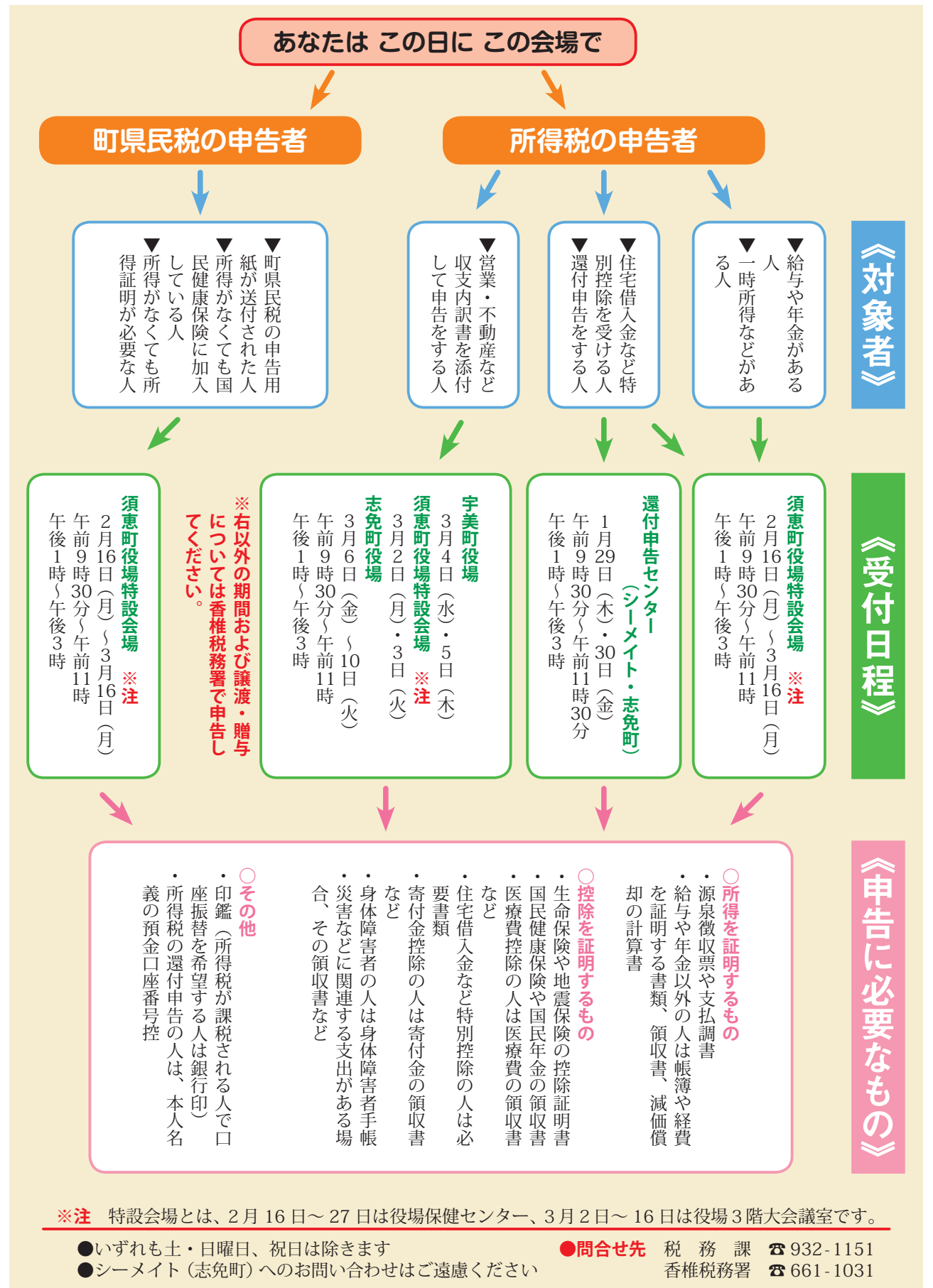


所得税確定申告相談と町県民税申告相談を開設します  
あなたのコースを次の表で確認してください



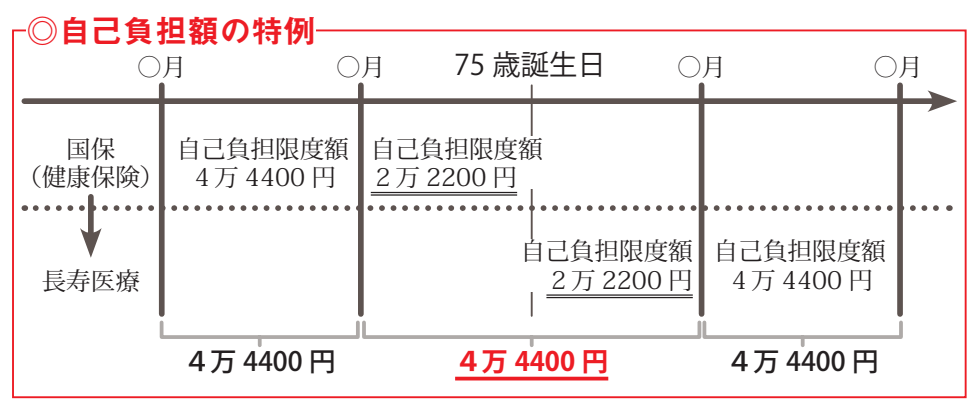
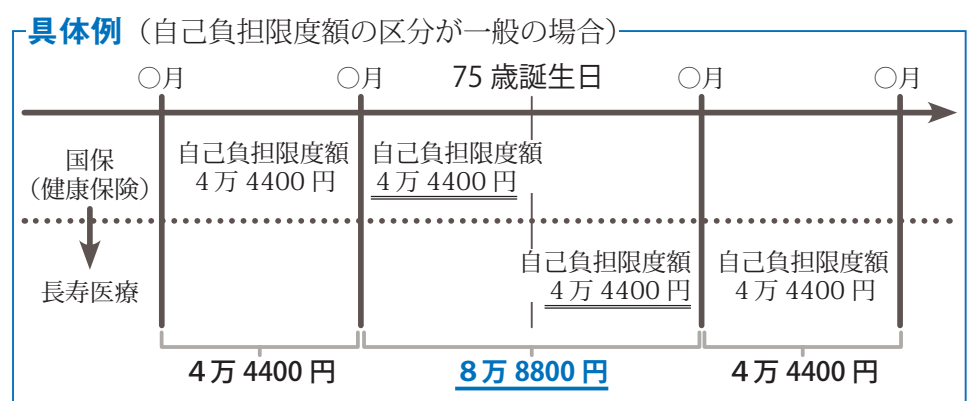
長寿医療制度(後期高齢者医療制度)  
「75歳到達月における自己負担限度額の特例」が  
創設されました

医療保険制度については、同月内に支払った医療費の自己負担が高額になった場合、自己負担限度額を超えた額が払い戻されます。

この場合の75歳到達月については、これまで、75歳に到達前の医療保険制度(国民健康保険・被用者保険など)と75歳到達後の長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の2つの医療保険制度にまたがるため、それぞれの制度で自己負担限度額までの負担が必要でした。そのため、自己負担が最大で2倍になる可能性がありました。

こうしたことから、今回法改正が行われ、75歳到達月の自己負担が変動しないように、それぞれの自己負担限度額を本来の額の2分の1とするようになりました。

実施時期：平成21年1月の年齢到達者から実施。



※自己負担限度額は、個人によって異なります。

国民健康保険と長寿医療の保険料(料)の支払いが、「年金からの支払い」と「口座振替」の選択制となります。

これに伴い、口座振替でのお支払いを希望される人は、住民課窓口で手続きください。

2月9日(月)までに手続きをされると、平成21年4月分の年金からの支払いが中止され、国民健康保険は6月から、長寿医療は7月から口座振替での支払いとなります(お支払いいただく保険料の総額はかわりません)。

- 国民健康保険と長寿医療の保険料(料)の支払いが、「年金からの支払い」と「口座振替」の選択制となります。
- ▼被保険者本人、世帯主、配偶者のいずれかの口座からお支払いできます。
  - ▼期限を過ぎての申し出は、6月分以降の年金からのお支払い中止となります。
  - ▼手続きに必要なもの
    - ・振替口座の預金通帳
    - ・通帳のお届け印
  - ▼国民健康保険または長寿医療の保険証
- 問合せ先 住民課 ☎932・1151

福岡県後期高齢者医療広域連合 ☎651・3111